

制度改正に伴う専門家派遣等事業

適格請求書等保存方式(インボイス制度)説明会

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。本制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存が消費税仕入れ税額控除の要件となります。現在消費税の免税事業者である個人事業主やフリーランスにも影響があるため、本制度について分かり易く解説します。

日時: 令和2年9月14日(月) 13:30~14:40

場所: 大洲商工会館 3階 大ホール

定員: 20名(先着順)

受講
無料

講師: 二宮務税理士事務所 税理士 二宮 務 氏

※新型コロナウイルス感染症対策を実施、マスク着用

※大洲市内商工業者対象

主催: 大洲商工会議所 大洲市大洲 694-1 TEL 24-4111 FAX 23-3774

共催: 大洲青色申告会

※下記参加申込書にご記入のうえ、FAX又は電話等でお申し込みください。

----- キリトリ ☞ -----

適格請求書等保存方式(インボイス制度)説明会参加申込書

大洲商工会議所 行 (FAX 23-3774)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名			

※ご記入頂いた個人情報、説明会開催業務のみに使用いたします。